

# 会社法 実務スケジュール〔第3版〕

## —お詫びと訂正—

本書に下記訂正がございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記(1)～(14)のとおりご変更のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

### 記

(1) 3頁上から11～13行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
◆株券発行会社（普通株式のみを発行している会社が既発行株式を全部取得条項付種類株式とした上で、少数株主のキャッシュ・アウトを目的とする場合）	◆普通株式のみを発行している会社が既発行株式を全部取得条項付種類株式とした上で、少数株主のキャッシュ・アウトを目的とする場合

(2) 113頁のスケジュール表を下記スケジュール表と入れ替えのうえ、ご利用願います。

日程	法定期間・期限	手 続	参 照
8/1		分配可能額の計算	①
同日		定款授權による取締役会決議	②
	直ちに	適時開示 重要事実の公表	③
8/10		買付注文を証券会社に委託・買付けの実施	④
8/12	翌月15日まで	直ちに 適時開示	⑤
9/14		自己株券買付状況報告書（8月分）提出	⑥
9/25		買付注文を証券会社に委託・買付けの実施	④
9/27	翌月15日まで	直ちに 適時開示	⑤
10/5		自己株式取得終了	
10/7		直ちに 適時開示	⑦
10/13		自己株券買付状況報告書（9月分）提出	⑥
10/31		取得期間満了	
11/14	翌月15日まで	自己株券買付状況報告書（10月分）提出	⑥
		保有・消却・処分	⑧
		株主名簿の記載	⑨

(3) 115 頁上から 4 行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
3 取得する期間 令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで	3 取得する期間 令和 2 年 8 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日まで

(4) 118 頁のスケジュール表を下記スケジュール表と入れ替えのうえ、ご利用願います。

日 程	法定期間・期限	手 続	参 照
6/14		株主総会の招集通知 売主追加請求の通知発送・到達	①
6/20	1 週間前まで	売主追加請求	②
6/26	3 日前まで	株主総会決議	③
7/3		取締役会決議（取得価格等の決定）	④
7/5		株主への通知	⑤
7/10		株主からの譲渡しの申込み	⑥
7/31		申込期日・売買契約成立	⑦
8/3		株主名簿の記載	⑧

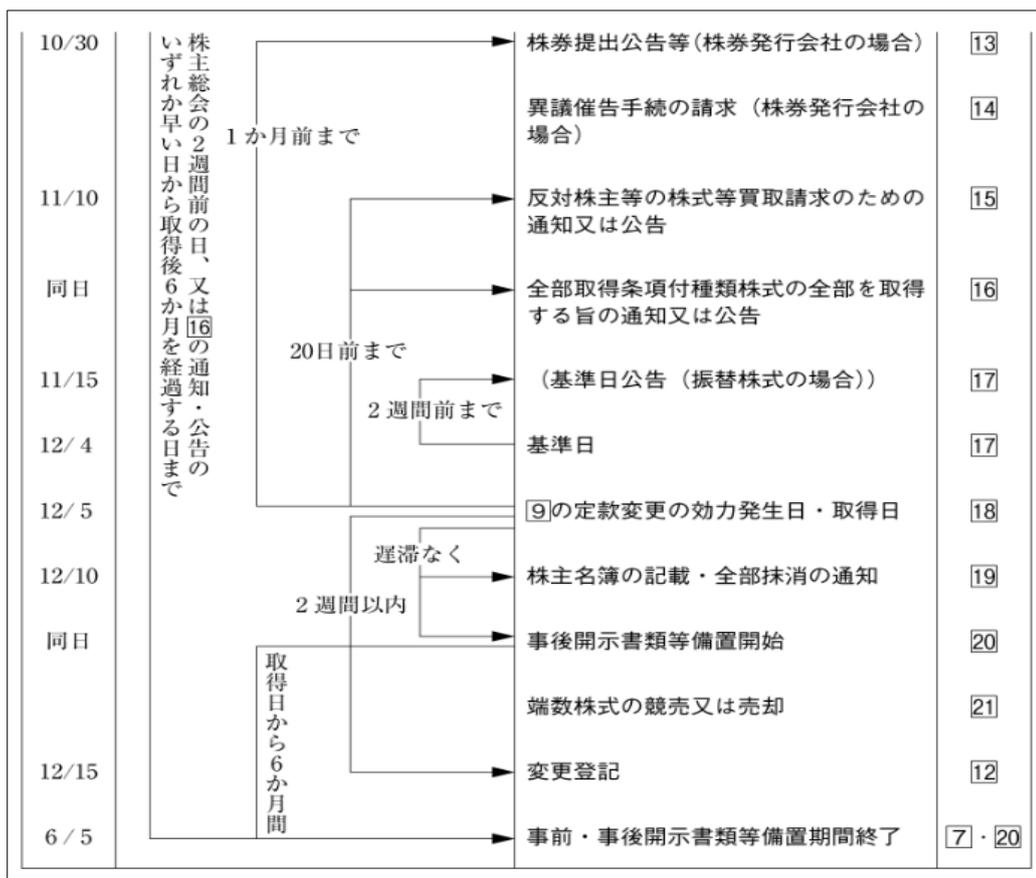
(5) 120 頁下から 6～3 行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
株主は、原則として③の株主総会の日の 5 日前（定款でこれを下回る期間を定めた場合にはその期間）までに、売主となる特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを会社に対して請求することができます（会社 160③、会社規 29）。これによって、当該株主は株主総会の議案の修正を請求することになります。	株主は、原則として③の株主総会の日の 5 日前（株主総会の招集通知発送期限が株主総会の日の 1 週間前までとされている場合等、会社法施行規則 28 条各号に該当する場合には、3 日前）までに、売主となる特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを会社に対して請求することができます（会社 160③、会社規 29・28）。なお、売主追加請求の時期については、定款でこれらを下回る期間を定めることができます。これによって、当該株主は株主総会の議案の修正を請求することになります。

(6) 126 頁上から 4～6 行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
◆株券発行会社（普通株式のみを発行している会社が既発行株式を全部取得条項付種類株式とした上で、少数株主のキャッシュ・アウトを目的とする場合）	◆普通株式のみを発行している会社が既発行株式を全部取得条項付種類株式とした上で、少数株主のキャッシュ・アウトを目的とする場合

(7) 127 頁のスケジュール表を下記スケジュール表と入れ替えのうえ、ご利用願います。



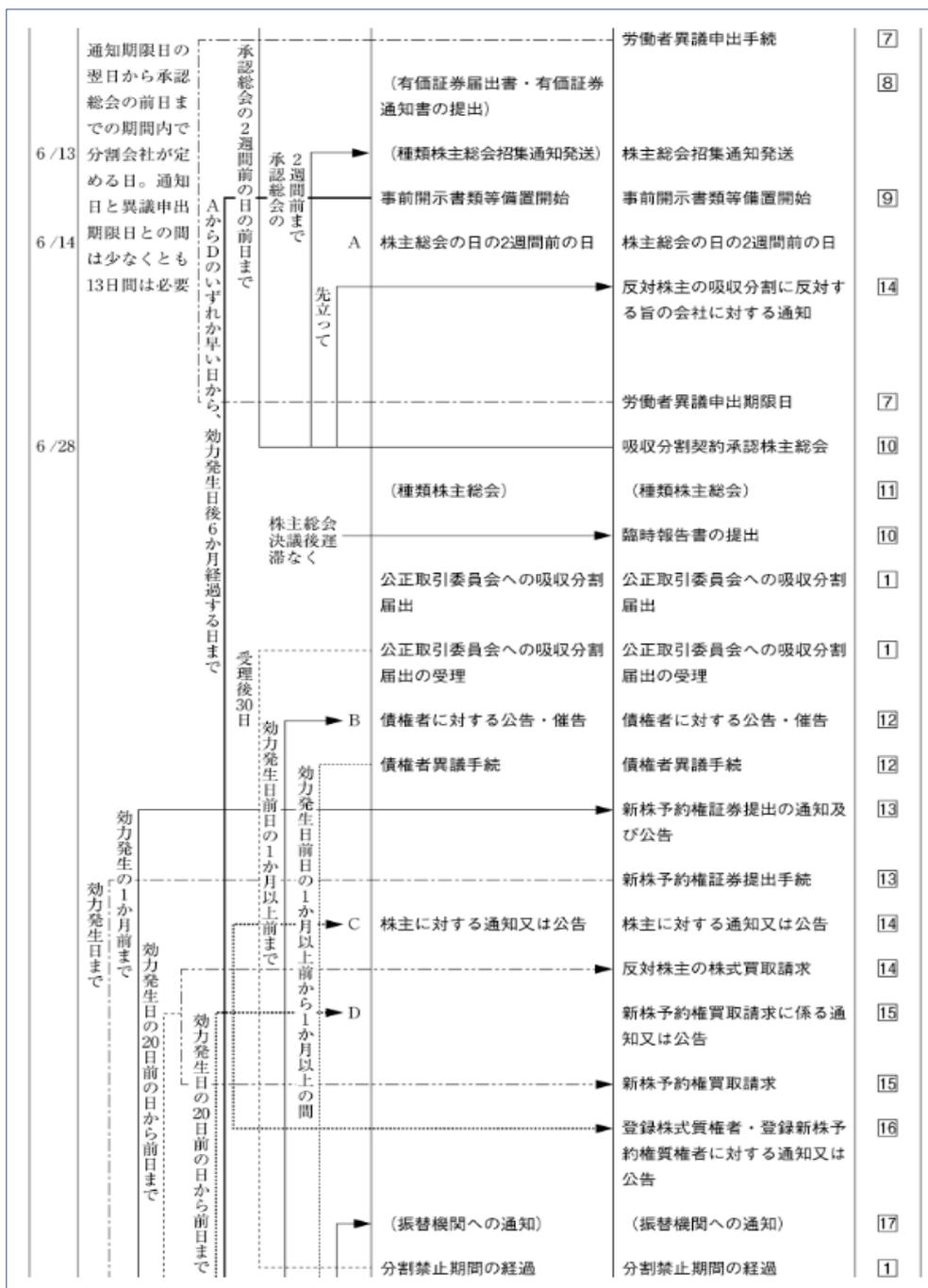
(8) 199頁上から1～3行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
<p>なお、振替株式（振替128①）を発行している会社は、上記通知（当該振替株式の株主に対してするものに限ります。）に代えて、当該募集事項を公告しなければなりません（会社161②）。</p>	<p>なお、振替株式（振替128①）を発行している会社は、上記通知（当該振替株式の株主に対してするものに限ります。）に代えて、当該募集事項を公告しなければなりません（振替161②）。</p>

(9) 203頁下から9～6行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
<p>なお、振替株式を発行している会社の場合、振替株式の株主による上記の反対の通知は、「少数株主権等」（振替147④）の行使に該当すると解され、振替株式の株主が上記の反対の通知をするに当たっては、個別株主通知の手続をとる必要があります（会社154②）。</p>	<p>なお、振替株式を発行している会社の場合、振替株式の株主による上記の反対の通知は、「少数株主権等」（振替147④）の行使に該当すると解され、振替株式の株主が上記の反対の通知をするに当たっては、個別株主通知の手続をとる必要があります（振替154②）。</p>

(10) 403 頁のスケジュール表を下記スケジュール表と入れ替えのうえ、ご利用願います。



(11) 523 頁下から 2～1 行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
ただし、定款に記載等された現物出資財産等（会社 33 ⑩一）の価額について、①その総額が 500 万円を超えない	ただし、定款に記載等された現物出資財産等（会社 33 ⑩一）について、①当該現物出資財産等の価額の総額が 500 万円を超えない

(12) 524 頁上から 1～4 行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
場合、②市場価格のある有価証券（金商 2①②）について法務省令で定める方法（会社規 6）により算定されるものを超えない場合、③定款に記載等された価額が相当であることについて弁護士等の証明を受けた場合には、それらの事項については検査役選任に係る規定（会社 33①～⑨）は適用されません（会社 33 ⑩）。	場合、②当該現物出資財産等のうち市場価格のある有価証券（金商 2①②）の価額が法務省令で定める方法（会社規 6）により算定されるものを超えない場合、③当該現物出資財産等について定款に記載等された価額が相当であることについて弁護士等の証明を受けた場合には、それぞれ、①当該現物出資財産等に関する事項、②当該有価証券に関する事項、③当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに関する事項については検査役選任に係る規定（会社 33①～⑨）は適用されません（会社 33⑩）。

(13) 532 頁下から 4～1 行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
ただし、定款に記載等された現物出資財産等（会社 33 ⑩一）の価額について、①その総額が 500 万円を超えない場合、②市場価格のある有価証券（金商 2①②）について法務省令で定める方法により算定されるもの（会社規 6）を超えない場合、③定款に記載等された価額が相当であることについて	ただし、定款に記載等された現物出資財産等（会社 33 ⑩一）について、①当該現物出資財産等の価額の総額が 500 万円を超えない場合、②当該現物出資財産等のうち市場価格のある有価証券（金商 2①②）の価額が法務省令で定める方法により算定されるもの（会社規 6）を超えない場合、③当該現物出資財産等について定款に記載等された価額が相当であることについて

(14) 533 頁上から 1、2 行目を下記のとおりご変更のうえ、ご利用願います。なお、変更箇所には網掛けをしております。

変更前	変更後
弁護士等の証明を受けた場合には、それらの事項については検査役選任に係る規定（会社 33①～⑨）は適用されません（会社 33⑩）。	弁護士等の証明を受けた場合には、それぞれ、①当該現物出資財産等に関する事項、②当該有価証券に関する事項、③当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに関する事項については検査役選任に係る規定（会社 33①～⑨）は適用されません（会社 33⑩）。

2024 年 8 月

新日本法規出版株式会社